

愛媛県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業運営要領

第1 目 的

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に係る愛媛県社会福祉協議会における事務処理要領を定め、当該事業の円滑な運営に資することを目的とする。

第2 貸付対象者

- 1 児童養護施設退所者等自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付の対象となる者は、貸付の種類ごとに、愛媛県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要綱（以下「要綱」という。）第4に規定する者とする。
- 2 要綱第4の1及び2に規定する「保護者等からの経済的な支援が見込まれない」とは、死亡又は行方不明等により保護者等がいない又は保護者等がいる場合でも養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者等から必要な経済的支援が見込まれない状態をいう。
- 3 進学者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）への進学を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第31条に基づく措置延長がなされていたため、大学等に在学中に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者とする。
- 4 就職者は、就職を機に児童養護施設等を退所又は里親等への委託が解除された者のほか、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中に就職し、就業を継続している間に児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除となった者とする。
- 5 就職者には、愛媛県が事業を開始した日から2年を遡った日の属する年度の初日以降に就職を機に児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者を含むものとする。

第3 貸付申請

自立支援資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、児童養護施設退所者等自立支援資金貸付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて愛媛県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- （1）親権者等法定代理人の同意書又は児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書（様式第2号）
- （2）住民票（申請者と連帯保証人分）
- （3）所得証明書（連帯保証人分）

第4 連帯保証人

- 1 要綱第8に規定する連帯保証人は原則として1名とし、独立の生計を営む成年者（原則、愛媛県内に居住する者）でなければならない。
- 2 申請者が未成年者である場合には、連帯保証人のうち1名は申請者の法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人は、申請者と連帯して債務を負担する。

第5 貸付決定の通知

会長は、貸付の決定をしたときは、申請者に通知する。ただし、第3に規定する児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書を添えた申請の場合には、児童養護施設（里親委託児童の場合は児童相談所）を経て申請者に通知する。

第6 貸付の方法

- 1 貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については分割又は月決めの方法によるものとし、また、資格取得支援費については一括で交付するものとし、自立支援資金の貸付決定を受けた者（以下「借受人」という。）の名義の口座に振込する。
- 2 家賃支援費の貸付けの限度額となる「居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額」については、単身世帯の額とする。なお、都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。
- 3 資格取得支援費の貸付けについては、児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合には、当該加算費を控除した額を実費とみなす。
- 4 貸付期間について、要綱第5の1及び2規定する「大学等に在学する期間」は、原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えないこととする。

第7 借用書

借受人は、別に定める期間までに、決定した全額についての児童養護施設退所者等自立支援資金借用書（様式第3号）及び児童養護施設退所者等自立支援資金振込口座申請書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

第8 貸付の取消し

会長は、借受人が次のいずれかに該当したときは、自立支援資金の貸付を取り消すものとする。

- （1）第2に規定する者でなくなったとき。
- （2）その他自立支援資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第9 休学・離職等

借受人が、大学等を休学、停学、復学、留年及び退学した場合または就職先を離職したときは、直ちに休学・停学・復学・留年・退学届・離職届（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

第10 返還の方法等

- 1 自立支援資金の返還は、繰り上げて返還することを妨げない。
- 2 要綱第11（1）から（3）に掲げる事由が生じたことにより自立支援資金を返還しなければならない者となった者は、その事由が生じた日（免除又は猶予の申請をしている場合にあっては、その申請の決定を受けた日）から15日以内に辞退届（様式第16号）及び児童養護施設退所者等自立支援資金返還計画申請書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。
- 3 要綱第11及び第12の2の（2）に規定する「その他やむを得ない事由」は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

4 要綱第 11 の（3）に規定する「資格を取得する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号の 1 に該当する場合をいう。

- （1）資格を取得するための課程の履修を中止したとき
- （2）心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- （3）死亡したとき
- （4）その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

第 11 返還の債務の裁量免除

1 要綱第 13 の（1）及び（2）に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。

また、要綱第 13 の（3）に規定する返還の裁量免除は、本貸付事業が児童養護施設退所者等の自立の促進を図るものであることから、貸付けを受けた期間以上就業を継続した者であっても、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。

2 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間（この期間が 4 年に満たないときは 4 年とする。）の 4 分の 5 に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、要綱第 13 の（4）の免除額については、返還の債務の額に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

第 12 免除又は猶予の申請

1 返還の免除を受けようとする者は、児童養護施設退所者等自立支援資金還免除申請書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1）業務に従事した就業先の長の発行する業務従事期間証明書（様式第 8 号）
- （2）求職中の期間がある場合は、求職活動期間等申告書（様式第 15 号）
- （3）死亡、離職、災害、疾病等による場合にあつては、その状況を証する書類

2 返還の猶予を受けようとする者は、児童養護施設退所者等自立支援資金返還猶予申請書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- （1）就業による場合にあつては、就業先の長が証明した業務従事届（様式第 10 号）
- （2）求職中の場合にあつては、求職活動期間等申告書（様式第 15 号）
- （3）大学等に在学している場合は在学証明書
- （4）災害、疾病、負傷等による場合にあつては、その状況を証する書類

3 会長は、返還の免除又は猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

第 13 届出等義務

借受人が、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該届を会長に提出しなければならない。

- （1）氏名又は住所を変更したとき 氏名・住所変更届（様式第 11 号）
- （2）就学先又は就職先が変更になったとき 就学先・就業先変更届（様式第 12 号）
- （3）借受人が死亡したとき 借受人死亡届（様式第 13 号）
- （4）連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更申請書（様式第 14 号）

第14 その他

愛媛県社会福祉協議会は、この要領の趣旨を逸脱しない範囲において、地域の実情に即した効率的かつ効果的な運営を行って差し支えないものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月24日から施行し、平成28年2月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月2日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。